

(仮称)川西市こども・若者参加条例(案)要綱に係る 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和6年12月6日(金)～令和7年1月8日(水)
- 2 意見提出人数 : 55人
- 3 意見提出件数 : 62件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されることがないように、A～BCのアルファベット表記に変えて「提出者欄」に記載しています。
- 6 29歳までのこども・若者の意見と30歳以上の意見がわかるように「区分欄」を設け、それぞれ「こども・若者」、「30歳以上」と記載しています。
 - ・意見番号「こども・若者」… No.1～48
 - 「30歳以上」………… No.49～62
- 7 意見欄が無記載の意見や「特になし」などといった意見については、記載していません。(75件)
- 8 お寄せいただいた意見のうち、内容が「第2期川西市こども・若者未来計画(案)」に合致する意見については、計画(案)への意見として取り扱っています。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
1	全体	川西市子ども・若者参加条例は私は川西市民の子供の意見もわかるからいいと思います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。おとなだけではなく子ども・若者の皆さんをはじめとした川西市に住む多くの人の意見を聴き、どのように考えているのかやどんな気持ちなのかを知ることはとても大切であると考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんと対話や意見交換をするタウンミーティングを開催するなど様々な方法で子ども・若者が意見を表明する機会をつくります。子ども・若者に関することを、子ども・若者の皆さんと対話しながらともに決定することが子ども・若者の幸せを実現するという視点に立って「子ども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	A	子ども・若者
2	全体	「(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)要綱」はいいと思います。市民の意見を聞くことでもっと市をこうしてほしいということが明確にわかるのでいいと思います。		B	子ども・若者
3	全体	川西市に住んでいる人の意見を聞くのはみんなの気持ちを知れるしいいと思った。		AI	子ども・若者
4	全体	若者の人達の意見も取り押さえれるから、いいと思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子ども・若者の意見を取り入れるために、子ども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることはとても重要なことだと考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんに参加いただき、対話や意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくります。子ども・若者に関することについて、皆さんと対話しながらともに決定することが子ども・若者の幸せを実現するという視点に立ち、「子ども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	C	子ども・若者
5	全体	私達子供達のニーズに応えようとしているなというのがとても伝わってくるのでとてもいい案だと思います。特にこれといった意見はありません。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。これからも「子ども・若者のニーズに応えようとしている」と感じてもらえるよう、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちをめざします。そのために、条例の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。	D	子ども・若者
6	全体	川西市の子供に寄り添っていてすごくいいなと思いました。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。この条例(案)要綱は、子どもや若者の皆さんが主体となって、子ども・若者の立場から考えてくれました。子どもや若者の皆さんに寄り添っていると感じてもらえるよう、これからは条例の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	E	子ども・若者
7	全体	子ども・若者によりそって来ていていいなと思いました。		F	子ども・若者

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
8	全体	子供の意見を尊重していてみんなにとって過ごしやすい明るい未来のためにいろいろ考えてくれていて良いと思った。子供の権利を認めてくれている感じがして安心できると思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こどもや若者の権利が大切にされ、こども・若者みんなが幸せになるまちづくりを進めていきます。 そのために、これからも条例(案)要綱の内容や考え方をこどもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	G	こども・ 若者
9	全体	今までにない条例でいいと思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こども・若者の意見表明や参加を主とした条例は、全国的にもあまり例がないと思います。こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。そして、条例(案)要綱の内容や考え方をこどもや若者、おとなの皆さんに知らせていきます。	H	こども・ 若者
10	全体	今までにないアイデアでいいと思った。		I	こども・ 若者
11	全体	こどもに対する尊重があつていいと思った。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こども・若者が一人の人間として尊重されることはとても大切なことだと考えます。 これからも条例(案)要綱の内容や考え方をこどもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	J	こども・ 若者
12	全体	子供の意見が安心して言えるような場所があると、とても良い街になりそうだと思います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こども・若者が安心して意見を表明できる環境を整えることは、こども・若者の意見を反映したまちづくりにつながると考えます。今後も、こども・若者が安心して意見を言えるような場所や方法を工夫していきます。そして、こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	K	こども・ 若者
13	全体	いいと思うし子供たちや若者がこれから生きていくために必要だと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。「こども・若者がこれから生きていくために必要」というのは条例を制定するうえで重要なことだと考えます。 これからも条例(案)要綱の内容や考え方をこどもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	L	こども・ 若者

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
14	全体	すべての子ども・若者があらゆる場で安心して意見を表明することができると思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。「あらゆる場で安心して意見を表明することができる」という環境を整えるのは、意見表明権や参加を保障する上で大切なことだと考えています。これからも条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	BC	子ども・ 若者
15	全体	自分たちのもっている権利をしっかり守ってくれそうだなと思ったので、良い条例だと思います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。子ども・若者の権利の大切さや条例(案)要綱の内容を、子どもや若者、おとなの皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	AD	子ども・ 若者
16	全体	川西市子ども・若者参加条例について僕は川西をもっといい街にしていきたいと思います。	ご意見のとおり、子どもや若者の皆さんと一緒に「川西をもっといい街」にしていきたいと思います。そのために、子ども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることが重要だと考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんに参加いただき意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくります。	AE	子ども・ 若者
17	全体	・子供・若者がもっと主体的に、川西市政に参加できる機会を作ってほしいです。 ・子供・若者にやさしい政策も作ってほしいです。 ・この条例をもっと市内に周知してほしいです。	ご意見ありがとうございます。子ども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることはとても重要なことです。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者の皆さんと意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくります。子ども・若者の意見を聴くことで、子ども・若者にやさしい政策を作っていけると考えています。そのために、条例(案)要綱を広報誌や市ホームページ、市公式SNSなどを使って、子どもや若者、おとなの皆さんに知らせていきます。	AF	子ども・ 若者
18	全体	子供が市の政策などに参加できることがいいと思った。	ご意見ありがとうございます。子ども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることはとても重要なことです。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、子ども・若者のみなさんに参加いただき意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法で子ども・若者が市政に参加できる機会をつくります。	AG	子ども・ 若者

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
19	全体	若者の意見を取り入れるのにはいい案だと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こども・若者の意見を取り入れるために、こども・若者の皆さんが主体的に市政に参加する機会をつくることはとても重要なことだと考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、こども・若者の皆さんに参加いただき、対話や意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法でこども・若者が市政に参加できる機会をつくります。 こども・若者に関することについて、皆さんと対話しながらともに決定することがこども・若者の幸せを実現するという視点に立ち、「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	AH	こども・ 若者
20	全体	作るのには良いと思うが、どういう人がやるのか具体的にどのようなことをするのかわからない。	ご意見は、条例(案)要綱を皆さんに理解してもらううえで大切な視点だと考えます。こども・若者の皆さんの意見表明権を保障するために、市や育ち学ぶ施設で働く人、保護者などが取り組む内容や役割を第6条から第10条に記載しています。また、こども・若者の意見を聴くことやその反映についての内容は第12条以降に記載しています。これらの条文を踏まえて、具体的に誰がどのようなことをしていくのかについては、今後、パンフレットなどでお知らせする予定です。その際には、わかりやすい表現や言葉を使用して、条例(案)要綱の内容への理解が深まるように工夫します。	AJ	こども・ 若者
21	全体	ちょっとよくわからん。	ご意見ありがとうございます。条例(案)要綱の考え方や内容をこどもや若者、おとなの皆さんに知ってもらい、理解してもらうことが重要だと考えています。そのため、条例(案)要綱の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成する予定です。条例(案)要綱の考え方や内容への理解が深まるよう、分かりやすい表現や言葉を使うなどの工夫をして、皆さんに条例の内容を知らせていきます。	AK	こども・ 若者
22	全体	特にない。よくわからない。		AL	こども・ 若者
23	全体	わからなかった。		AM	こども・ 若者
24	全体	実現できるようにしてほしい。	ご意見ありがとうございます。ご意見のとおり、条例(案)要綱を実現していくことが重要であると考えています。市や育ち学ぶ施設などが連携・協力しながら、こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	AN	こども・ 若者
25	全体	子供や若者に対して要望を聞いたりして町を改善していくのはいいことだと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こどもや若者の皆さんの要望を聴くために、こども・若者の皆さんがまちづくりに参加できる機会をつくることが重要だと考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、こども・若者の皆さんと対話や意見交換をするタウンミーティングを開催するなど様々な方法でこども・若者が意見を表明する機会をつくります。 こども・若者に関する政策を、こども・若者の皆さんと対話しながら、一緒に決定することで「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	AO	こども・ 若者

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
26	全体	難しい話を学ぶのはいいことだ。	ご意見ありがとうございます。こども・若者の権利について学ぶことは、こどもや若者、おとなにとって大切なことです。そして、条例(案)要綱をこどもや若者、おとなの皆さんに知ってもらい、理解してもらうことが重要だと考えます。条例(案)要綱の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成する予定です。条例(案)要綱の考え方や内容への理解が深まるよう分かりやすい表現や言葉を使うなどの工夫をして、皆さんへお知らせしていきます。	AP	こども・ 若者
27	全体	こどもの権利は大切。	ご意見ありがとうございます。ご意見のとおり、こどもの権利は生まれながらにして、だれもが持っている大切なものであり、その権利は守られるべきものです。条例(案)要綱では、こども・若者の意見表明権と参加の保障について明らかにしています。こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざします。	AQ	こども・ 若者
28	全体	学校や生活でその意見をもとに市のみんなで大切にできるようにしたい。	ご意見ありがとうございます。学校や生活など色々な場でこどもや若者の声が大切にされるよう取り組んでいきたいと考えています。そのためにも、こども・若者の皆さんが学校や日常生活のあらゆる場で、安心して意見を表明することができることが重要であると考えています。アンケートや意見募集をするほか、市の職員が学校などに出向いたり、こども・若者の皆さんに参加いただき意見交換をするタウンミーティングを開催するなど色々な方法でこども・若者が市政に参加できる機会をつくります。	AR	こども・ 若者
29	全体	川西市にとって子供は貴重。	ご意見ありがとうございます。川西市はこどもの幸せを第一に考え、笑顔あふれるこどもの成長を通じて、あらゆる市民が幸せを感じられるまちをめざしています。こども・若者に関することを、こども・若者の皆さんと対話しながらともに決定することが、こども・若者の幸せを実現するという視点に立って「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めていきます。	AS	こども・ 若者
30	全体	反対する。	条例(案)要綱に対するご意見をいただきありがとうございます。条例(案)要綱の制定にあたっては、反対のご意見を含めて様々な意見をお聴きしながらより良いものにする必要があると考えています。条例(案)要綱は、こども・若者一人ひとりが主体として、自らのことについて考え、意見を表明し、対話しながら一緒に決定することが、こども・若者の幸せを実現するという視点に立っています。こどもや若者の皆さんが、この条例や市のまちづくりに安心して意見を表明したり、参加することができるよう取り組みを進めていきますので、これからも意見を表明してもらえるとありがたいです。	AT	こども・ 若者

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
31 ～ 41	全体	いいと思う。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。これ からも条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに 知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さ んがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊 重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざ します。	M～W	子ども・ 若者
42	全体	自分たち小学生からしてもよかったと思います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。これ からも条例(案)要綱の内容や考え方を子どもや若者、おとなの皆さんに 知ってもらえるよう取り組んでいきます。そして、子ども・若者の皆さ んがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊 重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちの実現をめざ します。	X	子ども・ 若者
43	全体	かなりいい案だと思うのでこのまま進めていってほしい。		Y	子ども・ 若者
44	全体	そのままで大丈夫です。		Z	子ども・ 若者
45	全体	そのままの方針でいいと思います。		AA	子ども・ 若者
46	全体	(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)要綱に対して賛成。		AC	子ども・ 若者
47	【P.1】 前文	2つ目の話を途中で遮らず、最後まで聞くというところに共感しました。私たち 中学生などの子供は、否定されると意見を発しにくくなるからです。	前文の子ども・若者のメッセージは、「子ども・若者による意見表明の 条例検討部会」に参加した皆さんが考えてくれました。この内容に共感 するご意見をいただき、ありがとうございます。 子ども・若者の皆さんが色々な場面で頭ごなしに意見を否定されること なく、安心して意見を表明することができる環境づくりに向けて取り組 んでいきます。	AV	子ども・ 若者
48	【P.6】 第16条 周知啓発	もう少しキャンペーンなどをしてほしい。	条例(案)要綱の周知について、ご意見いただきありがとうございます。 条例(案)要綱の内容や考え方について、子どもや若者、おとなの皆さん に知ってもらい、理解を深めていただくことが大切だと考えています。 条例の内容や市の取り組みを広報誌や市ホームページ、市公式SNSなど を使って、広くお知らせしていきます。	AU	子ども・ 若者

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
49	全体	・子どもたちの「育み」を担保できる条例制定に賛成します。 ・「概要版」のパンフレットにはフリガナがありますが、条文にもフリガナを打ってはどうでしょうか。 ・元号表記とともに西暦併記にしようかどうか。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。 フリガナ表記については、条例の形式上のルールにより不適切であることから表記をしていません。 西暦併記に関しましては、今後、条例(案)要綱の周知に際し、パンフレット等を作成する予定としておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。	AW-1	30歳以上
50	全体	「中間支援」業務を主とするNPO法人で、長年、市民活動の推進に努めてきました。そのなかで、市民の公共性の涵養が重要と考え、さまざまな講座実施や交流の場の運営などを行ってきました。また、市民のエンパワメントを支援する相談にも注力してきましたが、今後、長期的視点でまちづくりを捉えた時、「シチズンシップ教育」が重要なのではないかと考えるようになりました。その対象は市民全般ではありますが、特に子どもたちにフォーカスして、単発ではなく継続的なプログラムで「シチズンシップ教育」が実施されれば、子どもたちの中に自然に「自治」の「種」「芽」が育まれるのではないかと、今回の条例はそれらを可能とするものではないかと期待しています。	シチズンシップ教育とは、一般的には、市民が社会に参加し、他人を尊重しながらその役割を果たすことができるようにするための教育といわれますが、「こども大綱」においても、こども・若者から意見聴取し反映することの意義として、こども・若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資することが示されています。大切な視点のひとつとして、条例(案)要綱の運用にあたってはご意見を参考にさせていただきます。	AW-2	30歳以上
51	全体	素晴らしい取り組みだと思います。 この要求は対大人にフォーカスされているように感じますが、子ども自身も、他の子どもに対して同様に相手を尊重しなければならないということもあわせて理解して欲しいです。例えば学校内で意見を出しづらい風潮があるとして、その原因になっているのは意見を聞かない先生のこととあれば、子ども同士の同調圧力のこともあるだろうと考えます。子ども・若者がのびのびと意見を表明できる社会になってほしいと願います。	条例(案)要綱に賛同するご意見をいただきありがとうございます。こどもがお互いの意見や考えを尊重することについては、当事者であるこども・若者が考えた「こども・わか者のメッセージ」にも記載がされており、とても重要なことであると考えています。 この条例(案)要綱の考え方や内容については、こども・若者にも理解を深めてもらうよう、学校等を通じてお知らせしていきます。 こども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちをめざします。	AX	30歳以上
52	全体	今回の「こども・若者参加条例」にはがっかりした気持ちしかありません。なぜ素直に「子どもの権利条例」としないのでしょうか。参加：自分に関係するすべてのことについて、その内容を十分に知る機会があり、意見表明などの活動に主体的に関わることであります。主体的に参加できない子どもはどうすればいいのですか。声を聴かれにくい状況にあるこども・若者にどうアプローチするのですか。参加・意見表明の機会を提供するだけでは、子どもの権利は保障されません。子どもの権利の本質を見極め、もう一度根本から練り直していただきたいです。	ご意見ありがとうございます。意見表明・参加の機会を実現するための理念として、こども・若者の基本的な人権の保障があるものと考えています。こどもの権利条約などに基づく、こども・若者の権利の保障について、第1条目的、第3条基本理念において規定しています。基本理念の下、こども・若者が主体として自らのことについて考え、意見を表明し、対話しながらともに決定することが、こども・若者の幸せを実現するという観点で条例(案)要綱を作成しています。声を聴かれにくい状況にあるこども・若者に対しては、意見表明権を保障するために必要な支援を行う必要があると考えています。条例(案)要綱制定にあたり実施した支援者等へのヒアリングにより、年齢や発達段階に加え個別の状況に応じた配慮が必要であることが分かりましたので、こども・若者の状況を勘案し、情報の伝え方、わかりやすい表現や資料、意思のくみ取り方等を工夫していきます。	AY	30歳以上

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
53	【P.1】 前文	この要綱にある前文は子どもにも読めるようにと、平仮名が多く使われているがかえって読みづらいので通常文にフリガナを打ってはどうですか、そうすることで子どもが漢字に触れ勉強にもなるとおもうのですが。 (市の決意)以下は通常文となっており、そもそも主体者である子どもが読めなくては意味なく、前文を平仮名の多用していることとの整合性に欠けるとおもうのですが。これでは、はなから子どもを相手とする条例制定になら無いと思えます、フリガナを打つことはできませんか。	条例(案)要綱を作成するにあたっては、おとなだけで作成するのではなく、当事者である子ども・若者の意見を聴きながら一緒に作成するという基本的な考えのもと、取り組みを進めてきました。おとなの委員による「(仮称)子ども参加条例検討部会」だけでなく、9歳から29歳までの子ども・若者を対象とする「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、約50名の子ども・若者が意見表明や条例について検討してきました。子ども・若者の意見の集大成として、子ども・若者のメッセージを前文に位置付けています。こうした策定までのプロセスを大切にしたいと考えていることから、前文の子ども・若者のメッセージについては小学校3年生までに使う漢字のみを使用しています。フリガナ表記については、条例の形式上のルールにより不適切であることから、ひらがな表記としています。今後、条例(案)要綱の周知に際し、パンフレット等を作成する予定としておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。	BB-4	30歳 以上
54	【P.2】 第2条 定義	第2条の(9)の文中「児童発達支援」と有りますが、これは施設では無いのでしょうか。	ご指摘のとおり児童発達支援は障害児通所支援サービスの一つのため「児童発達支援事業所」に修正します。	BB-3	30歳 以上
55	【P.4】 第5条 子ども・若者の参加	・第5条は「…参加する権利が保障される」とすべきである。	子ども・若者の参加は、子ども・若者の意見表明権を実現するために取り組まなければならない大切なことであるため、第5条において「子ども・若者はまちづくり及び多様な社会的活動に参加することができる。」と明記したものです。これは、子ども・若者が参加する権利を保障することを包含するものと考えています。	BA-3	30歳 以上
56	【P.4】 第5条 子ども・若者の参加 第7条 育ち学ぶ施設の役割 など	非常に重要な条例であると考えます。 子ども・若者が、政治や社会は自分達一人一人が関わる極身近なものであると感じられるよう、家庭や教育の場を通して努力することは我々大人の責任です。 この条例に沿って、具体的な動きが活発になり、将来により影響をもたらすことを大いに期待しています。 一点だけ、細かい表現について疑問があります。 第5条や第7条2などにおいて、「子ども・若者」が「社会的活動」に「参加」する旨が記載されていますが、『主体的に』『能動的な』関わりであることは明記しなくてよいのでしょうか？概要版パンフレットには明記されていますし、重要な点と認識しています。	ご意見のとおり、おとなの皆さんにもしっかりと条例(案)要綱の趣旨を理解してもらうことが重要だと考えています。子ども・若者の皆さんがあらゆる場で、安心して意見を表明することができ、その意見が尊重され、まちづくりなどに参加する機会が保障されるまちをめざします。 「参加」の概念については、第2条第5号において、「活動に主体的に関与すること」と定義付けしており、第5条や第7条2項における「参加」についても、主体的な関与を意味するものです。	AB	30歳 以上
57	【P.4】 第8条 保護者の役割	第8条文中「保障するよう努めるものとする。」と有りますが、近年の保護者が子ども相手に起こす悲惨な事件を多々見聞する状況に鑑み、ここは強く保護者の注意喚起を図るため「保障する義務を負うものとする。」としてはどうですか。	子ども・若者が幸せに暮らすことができる社会を実現するために、保護者の果たす役割は重要であると考えます。一方で、子育て当事者である保護者を社会全体で支援することも重要であることから、第8条の規定が保護者の過重な負担とならないよう努力義務規定としています。	BB-2	30歳 以上

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者	区分
58	【P.5】 第12条 こども・若者施策 等に関するこど も・若者の意見の 聴取及び反映 第13条 声を聴かれにくい 状況にあるこど も・若者の意見の 聴取及び反映	これは申し上げるのは失礼かもしれませんが、第12条、第13条で市の責務が多々書かれていますが、今でもかなりハードワークな職場環境の中で対応可能ですか？絵に描いた餅とならなければ良いのですが。	ご意見のとおり、条例の実効性を高めることが重要であると認識しています。取り組みにあたっては、関係機関や関係部署が連携・協力しながら、PDCAサイクルに沿って事業を計画的に進めていきます。	BB-1	30歳 以上
59	【P.6】 第16条 周知啓発	この条例を川西市の全ての人に行き渡るようにしっかりと周知して欲しい。	条例(案)要綱の考え方や内容について、こども・若者、おとなの皆さんに知らせて、理解を深めてもらうことが大切だと考えています。条例(案)要綱を広報誌や市ホームページ、市公式SNSなどを使って、こども・若者、おとなの皆さんに知らせていきます。	AZ-2	30歳 以上
60	【P.6】 第20条 こども・若者の権 利擁護及び救済	・第20条の第1項「第4条に規定する」は削除すべきである。オンブズパーソンへの申立ての範囲は第4条に限られるものではない。	ご指摘のとおり本市のオンブズパーソンへの申立ての範囲は第4条に規定する内容のみに限定しているものではないと認識しておりますが、第20条の規定は、条例(案)要綱に基づく権利擁護及び救済の手法を定める条項であるため、第4条に定める内容のみに限定しており、そのうえで第1項において本市の強みでもある子どもの人権オンブズパーソン制度の活用について言及しているものです。	BA-1	30歳 以上
61	【P.6】 第20条 こども・若者の権 利擁護及び救済	・第20条の第2項と第1項の関係が不明確。オンブズパーソンとは別の制度を設けるのか？「若者」が入っているからなのか。その場合も「こども・若者は…」としているにはなぜか？	第20条の第1項は、子どもの人権オンブズパーソン制度に基づき、原則として18歳未満を対象とした権利擁護及び救済の規定であり、それに対し、第2項は、条例(案)要綱に基づく権利擁護及び救済の手法として、広くこども・若者全般の権利擁護及び救済について規定しているものです。	BA-2	30歳 以上
62	【P.6】 第20条 こども・若者の権 利擁護及び救済	誰にどのように助けを求めれば良いのかもしっかりと伝えて欲しい。	虐待や体罰、いじめ等によりこども・若者の権利が脅かされたりした場合などは、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例に基づいた相談や救済の申立てをすることができることを第20条第1項に規定しています。また、同条第2項では、条例(案)要綱に基づく権利擁護及び救済の手法として、広くこども・若者全般の権利擁護及び救済について規定しています。これらの内容も含めた条例の内容については、別途作成するパンフレット等も活用しながら周知していきます。	AZ-1	30歳 以上